⑯―２　補助金等の明細

（単位：千円）

区　分	当期交付額	当期振替額					摘　要
		建設仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
研究拠点形成費等補助金	284,210	―	76,785	―	―	207,425	
設備整備費補助金	780,026	―	689,033	―	―	90,992	
免許状更新講習開設事業費等補助金	11,707	―	―	―	―	11,707	
省エネルギー革新技術開発事業費助成金	14,040	―	7,100	―	―	6,939	
合　計	1,089,984	―	772,919	―	―	317,065	

⑰　役員及び教職員の給与の明細

常勤・非常勤の定義等は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）によります。

（単位：千円、人）

区　分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	常　勤	(73,403) 73,403	5	(―) ―	―
	非常勤	3,810	2	―	―
	計	(73,403) 77,213	7	(―) ―	―
教職員	常　勤	(6,583,407) 6,609,175	838	(757,090) 757,090	33
	非常勤	615,718	814	705	10
	計	(6,583,407) 7,224,893	1,652	(757,090) 757,796	43
合　計	常　勤	(6,656,811) 6,682,578	843	(757,090) 757,090	33
	非常勤	619,528	816	705	10
	計	(6,656,811) 7,302,107	1,659	(757,090) 757,796	43

１．役員に対する報酬等の支給基準
・報酬月額の計算方法：国立大学法人埼玉大学役員報酬規則第７条によります。
・退職手当の計算方法：国立大学法人埼玉大学役員退職手当規則第３条によります。
２．教職員に対する給与及び退職手当の支給基準
・給与の計算方法：一般職国家公務員に準拠しています。
・退職手当の計算方法：国家公務員退職手当法に準拠しています。
３．支給人員数は、年間平均支給人員によります。
４．人件費の定義について
・常勤職員は、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員です。
・非常勤職員は、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員です。
５．「常勤」欄の上段に（　）書きにて「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を記載しています。
６．法定福利費は、本表に含めていません。

⑱　開示すべきセグメント情報

（単位：千円）

区　分	学部・研究科等	附属学校	小　計	法人共通	合　計
業務費用					
業務費	9,522,659	922,198	10,444,858	1,675,673	12,120,531
教育経費	1,025,756	153,286	1,179,043	387,032	1,566,076
研究経費	818,441	―	818,441	10,944	829,385
教育研究支援経費	405,143	―	405,143	―	405,143
受託研究費	371,331	―	371,331	15,828	387,159
受託事業費	70,959	274	71,233	4,380	75,613
人件費	6,831,028	768,637	7,599,665	1,257,487	8,857,153
一般管理費	237,537	927	238,465	358,059	596,524
財務費用	8,388	―	8,388	109	8,498
小　計	9,768,586	923,126	10,691,712	2,033,842	12,725,555